グループ会員共済給付金一覧表

会員またはその家族に給付事由が生じた場合に給付金が支給されます。

給付の事由		金額	添付書類
成人祝金	会員が満 20 歳を迎えたとき	10,000円	
リフレッシュ促進給付金	会員が満 45 歳を迎えたとき	10,000円	不要
還曆祝金	会員が満 60 歳を迎えたとき	10,000円	
結婚祝金	会員が婚姻の届出をしたとき	20,000円	婚姻受理証明書
			戸籍全部・個人事項証明
出生祝金	会員または会員と法律上の婚姻関係にある	15,000円	母子手帳(出生届出済証明)
	配偶者が出産したとき		戸籍全部事項証明
			住民票など
入学祝金	会員の子が小・中学校に入学したとき	10,000円	就学通知書、住民票(続柄明記)
			その他親子関係が分かるもの
銀婚祝金	会員が婚姻日から満 25 年を迎えたとき	10,000円	戸籍全部・個人事項証明
金婚祝金	会員が婚姻日から満 50 年を迎えたとき	10,000円	戸籍全部・個人事項証明
会員功労金	会員があじさいメイツに加入して満 10 年	10,000円	
	を迎えたとき		
	会員があじさいメイツに加入して満 20 年	10,000円	 不要
	を迎えたとき		」 Ti安
	会員があじさいメイツに加入して満 30 年	30,000円	
	を迎えたとき		
入院見舞金※	会員が7日以上入院したとき	10,000円	入院日数が証明できる書類(領
	会員が30日以上入院したとき	20,000円	収書、入院証明書など)
	会員が 90 日以上入院したとき	30,000円	
障害見舞金	会員が身体障害者手帳の交付をうけたとき	20,000円~	身体障害者手帳
	1 級~7 級	100,000円	
住宅災害見舞金	会員が居住する家屋が失火等により被害を	10,000円~	市区町村発行のり災証明書
	受けたとき	100,000円	
死亡弔慰金	会員本人の死亡	100,000円	死亡診断書
	※死亡弔慰金の請求者は遺族です。		戸籍全部・個人事項証明(除籍)
	会員の法律上の婚姻関係にある配偶者の死	50,000円	対象者との関係が確認できる
	亡		もの
	会員の子(実子・養子)の死亡	20,000円	戸籍全部・個人事項証明(除籍)
	会員の実父母の死亡	20,000円	等
	会員の義父母の死亡	10,000円	

- ●添付書類は、原本ではなく、写しで構いません。
- ●給付事由の確認のため、その他の添付書類の提出を求めることがあります。

【請求期間について】 請求期間は、1年です。